
改正水道法施行後の業界の動向について

－調査結果報告書－

目 次

I	調査の概要	1
II	調査結果のポイント	
1	指定給水装置工事事業者数について	2
2	組合員数について	2
3	組合加入金等について	3
4	非組合員への対応等について	4
5	資材等の一括購入事業について	5
6	給水装置の維持管理について	6
7	地震災害時の対応について	7
8	排水設備工事の指定工事店制度への対応について	8
9	組合運営上の問題点について	8
III	調査結果の全容	13
IV	今後の協同組合の運営について	28

平成 12 年 1 月

全国管工事業協同組合連合会

I 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、改正水道法施行に伴う指定給水装置工事事業者の実態を把握し、現在本会会員が抱えるさまざまな課題の指針づくりと今後の業界のあり方について調査研究するための基礎資料を得る目的で実施したものであります。

2. 調査の対象組合〔全国 47 都道府県 92 組合〕

(1) 内訳

- ①都道府県庁所在地の都市 47 都市
- ②政令指定都市 都道府県庁所在地を除く 2 都市
- ③本会都道府県支部長所在地の都市 9 都市
- ④本会支部内で上記①～③に該当しない組合員 20～50 社の都市 34 都市

※具体的調査都市は〔Ⅲ. 調査結果の全容〕をご参照ください。

(2) 調査対象 92 組合の延給水人口 〔 5,684 万 7 千人 〕日本総人口の約 45.8%

(3) 調査対象 92 組合の平均年間予算額 34,094 万円

(4) 調査対象 92 組合の平均職員数 10.8 人

3. 調査の時期

平成 11 年 7 月 31 日現在

4. 調査の項目及び内容

改正水道法施行前後の指定給水装置工事事業者数、組合員数、組合加入に際しての経費、組合運営の問題点等

5. 調査の方法

本会都道府県支部を通じて、該当都市の本会所属組合に配布、回収をお願いした。

Ⅱ 調査結果のポイント

1. 改正水道法施行前後の指定給水装置工事事業者数について（有効回答数 92）

改正水道法施行以前 11,805 社（平成 10 年 3 月末現在）

改正水道法施行以後 17,961 社（平成 11 年 7 月 31 日現在）

法施行後の事業者増加率

区分	組合数
100%以上120%未満	8
120%以上150%未満	18
150%以上200%未満	38
200%以上	28

改正水道法前後の指定給水装置工事事業者数（全国 47 都道府県 92 組合）は、上記のとおりである。

改正水道法以前と比較すると、増加数は 6,156 社で 152%の増加率を示す結果となった。

また、給水人口から指定給水装置工事事業者数を算出、比較すると、法改正以前は、人口約 4,800 名に 1 社であったのに対し、法改正以降、約 3,200 名に 1 社の割合となっている。

具体的には、増加事業者数の多い都市は横浜 331 社(増加率 53%)、大阪 309 社(同 49%)、千葉 267 社（同 68%）、東京（23 区）203 社（同 9%）などとなっている。

また、増加件数としてはそれほどでなくとも、法施行以前における業者数に対して極端な増加率を示した都市も多い。

2. 改正水道法施行前後の組合員数について（有効回答数 92）

改正水道法施行以前 10,834 社（平成 10 年 3 月末現在）

改正水道法施行以後 10,694 社（平成 11 年 7 月 31 日現在）

法施行後の組合員の増減

区分	増加組合数	減少組合数
10社未満	22	33
10社以上20社未満	1	3
20社以上30社未満	0	0
30社以上	0	2
増減なし		31

改正水道法施行前後の組合員数（全国 47 都道府県 92 組合）は、上記のとおりである。

改正水道法施行前後を比較すると、改正以前より 140 社の減少となった。

3. 組合加入に際しての加入金等について

(1) 諸分担金について (有効回答数 92) ※表示金額は、有効回答数の平均額

1. 加入金 2,280,142 円

区分	組合数	構成比
100万円未満	32	35%
100万円以上500万円未満	49	53%
500万円以上1000万円未満	9	10%
1000万円以上	2	2%

2. 出資金 903,457 円

区分	組合数	構成比
50万円未満	38	41%
50万円以上100万円未満	23	25%
100万円以上200万円未満	22	24%
200万円以上300万円未満	4	4%
300万円以上	5	6%

3. 年間会費 109,656 円

区分	組合数	構成比
10万円未満	57	62%
10万円以上20万円未満	24	26%
20万円以上30万円未満	5	5%
30万円以上	6	7%

4. その他の名目 (資材保証金、修繕センター負担金等 41 組合で徴収)

425,662 円

名目	件数
保証金	13
手数料	6
特別賦課金	7
その他(供託金、預り金、特別会費など)	19
合計	45

各組合に程度の差があるとはいえ、例えば加入時に加入金が最高で 1,500 万円 (豊中市) などの例からも、加入したくても加入できない実態があることが推察できる。

(2) 新規組合員の加入に際して加入金等の軽減措置について (有効回答数 92)

軽減措置を講じている	10 組合	(11%)
軽減措置を講じていない	80 組合	(87%)
検 討 中	2 組合	(2%)

(3) 新規組合員加入に際しての対応について (有効回答数 92)

非組合員 (新規指定給水装置工事事業者で組合に加入していない業者) への対応のため定款・規約等の変更等を行いましたか。

行った	27 組合	(29%)
行わない	63 組合	(69%)
検討中	2 組合	(2%)

新規指定給水装置工事事業者の増加している中で、組合としてそれら新規事業者に対して、組合員が加入を前提として「定款や規約の改正を行った」組合が全体の 29%あり、検討中の 2 組合も加えると 31%が対応を行っている。

対応の多くが定款や規約を改正することによって、正規の会員ではないが何らかの形で組合に取り込んでいきたいとの対応が見られる。

4. 非組合員への対応について

(1) 非組合員への加入勧奨の実施 (有効回答数 91 組合)

している	50 組合	(55%)
していない	41 組合	(45%)

(2) 事業利用 (有効回答数 89 組合)

させている	54 組合	(61%)
させていない	35 組合	(39%)

(3) 事業利用させていると回答したうちで会員との差別化をしているかについて

(有効回答数 51 組合)

差別化している	44 組合	(86%)
差別化していない	7 組合	(14%)

(4) 非組合員の改正水道法以降の貴市における受注状況について (有効回答数 92 組合)

著しく受注している	5 組合	(5%)
少し受注している	65 組合	(71%)
受注していない	14 組合	(15%)
解答なし	8 組合	(9%)

5. 資材等の一括購入事業について

(1) 組合における資材等の一括購入事業（有効回答数 92）

行っている 78 組合 (85%)
 行っていない 14 組合 (15%)

(2) 年間販売実績（有効回答数 73） ※表示金額は有効回答数の平均額

改正水道法施行以前 30,448 万円

区分	組合数	構成比
1億円未満	34	47%
1億円以上3億円未満	22	30%
3億円以上5億円未満	3	4%
5億円以上10億円未満	8	11%
10億円以上20億円未満	4	5%
20億円以上	2	3%

改正水道法施行以後 26,531 万円

区分	組合数	構成比
1億円未満	39	54%
1億円以上3億円未満	18	25%
3億円以上5億円未満	4	5%
5億円以上10億円未満	7	10%
10億円以上20億円未満	4	5%
20億円以上	1	1%

(3) 資材販売実績の減少要因について

①販売量の要因について（有効回答数 67、複数回答可）

イ. 不景気 57
 ロ. 購入ルートの多様化 25
 ハ. その他 4

（発注者よりの材料支給工事の増大 3、資材単価の値下げ 1）

②価格面の要因について（有効回答数 39、複数回答可）

イ. 資材単価自体の下落 6
 ロ. 不景気による在庫過剰 7
 ハ. 規制緩和による市場競争 30

(4) 各種資材の購入単価について ※表示金額は有効回答数の平均額

①水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB、 $\phi 20 \times 4\text{m}$) (有効回答数 23)

改正水道法施行以前	<u>1,850 円</u>
改正水道法施行以後	<u>1,758 円</u>
差 額	<u>-92 円</u>

②水道用硬質塩化ビニル管 ($\phi 20 \times 4\text{m}$) (有効回答数 25)

改正水道法施行以前	<u>504 円</u>
改正水道法施行以後	<u>476 円</u>
差 額	<u>-28 円</u>

③ポリエチレン管 (1種・水道用 $\phi 20 \times 120\text{m}$) (有効回答数 31)

改正水道法施行以前	<u>15,451 円</u>
改正水道法施行以後	<u>14,767 円</u>
差 額	<u>-684 円</u>

④ホーム水栓 ($\phi 13$) (有効回答数 29)

改正水道法施行以前	<u>1,277 円</u>
改正水道法施行以後	<u>1,238 円</u>
差 額	<u>-39 円</u>

6. 給水装置の維持管理について (有効回答数 89)

イ. 組合員等で当番制を行っている	47
うち土日・祝日等のみ当番制度を行っている	(2)
ロ. 修繕センター等第3セクターで行っている	8
ハ. 行っていない	14
ニ. その他	20
特定の業者が行う	(6)
市の水道局と受託契約	(3)
組合内に修繕機関を設置	(3)
組合で受注し、組合員が修理	(3)
その他	(5)

修繕センター等第3セクターでの維持管理を行っている実施都市名及び機関名

都市名	機関名
千葉県	水道センター
柏市	柏市管工事協同組合修理センター
静岡市	静岡給排水修繕センター（水道局閉庁時）
名古屋市	修繕センター
奈良市	水道局サービスセンター
福岡市	（財）福岡市水道サービスセンター
北九州市	水道工事センター施工店
熊本市	修繕センター

今回の調査結果からもわかるとおり、全国の組合では給水装置の維持管理の面では長い歴史をもっているところも多い。

近年、行政サイドにあった維持管理センターも、次第に業界サイドの手に移りはじめており、すでに全管連傘下でも8都市において、第3セクターとして日夜活動が行われており、地方財政の逼迫する時代にあつてこの傾向はますます強まってくるものと考えられる。

7. 地震等災害時の対応について

（1）地元水道局等と有事の際の協定（協約）等の締結について（有効回答数89）

- | | |
|----------|----|
| イ．結んでいる | 41 |
| ロ．結んでいない | 48 |

（2）協定（契約）等を結んでいる場合の期間について（有効回答数41）

- | | |
|-----------|---|
| イ．1年間 | 2 |
| ロ．1年ごとに更新 | 9 |

契約書例……秋田県管工事業協同組合……………（9頁参照）

- | | |
|-------------|----|
| ハ．特に期間の定めなし | 27 |
|-------------|----|

契約書例……新潟市管工事業協同組合……………（11頁参照）

地震等災害時の対応については、阪神淡路大震災への救援活動を教訓として、今回のアンケート結果では92都市のうち、ちょうど半数に当たる46都市が組合との協定を締結し、災害時の対応に備えている。これらの中には防災の日等に地元水道局が主催する防災演習に参加し、指導的役割を果たしている組合も多く、行政から感謝されている例もある。

8. 排水設備工事の指定工事店制度への対応について（有効回答46都道府県）

排水設備責任技術者の都道府県の統一試験を（社）日本下水道協会支部での実施について

イ．実施している	35 都道府県
ロ．実施していない	6 県
ハ．都道府県内で見解が違う。	5 県

9. 組合運営上の問題点について（有効回答 47組合より複数回答あり）

下記項目については、箇条書きにて記載いただいたものを分析し、集約作業を行った。
複数寄せられた問題点を多い順に並べると下記のとおりである。

なお、詳細については、〔Ⅲ．調査結果の全容〕をご覧ください。

・ 組合運転資金の確保	13 組合
・ 組合のメリットの希薄化	7 組合
・ 非組合員への対応	6 組合
・ 資材販売の落ち込み	6 組合
・ 組員の受注の減少	6 組合
・ 組合員の減少	5 組合
・ 非組合員の増加	4 組合
・ 規制緩和による他業種からの参入	4 組合
・ 入札による低価格落札	3 組合

この中で「組合の運転資金の確保」は資材の購入の減少による組合手数料が影響を受けた結果によるもので、回答のあった47組合のうちの13組合から提起された。

これに次いで多いのが「組合のメリットの希薄化」で、同13%に当たる7組合から回答が寄せられているほか、非組合員への対応や組合員の減少等々があげられている。

しかし、資材販売の減少や組合員の受注の減少、あるいは入札による低価格落札などは、必ずしもその要因がすべて改正水道法によるものばかりでなく、わが国の景気低迷の影響も大きな要因といえよう。

災害発生時における水道施設の 復旧作業の応援に関する協定書

秋田市水道事業管理者村山正太郎（以下「甲」という。）と秋田管工事業協同組合理事長佐藤祐司（以下「乙」という。）は、秋田市における災害および大規模な事故（以下「災害等」という。）の発生に伴う水道の復旧作業の応援に関し次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、秋田市における災害等の発生に際し、甲は乙に応援を要請し、緊密な協力のもとに緊急修繕および応急給水を行い、早期の復旧を図ることを目的とする。

（応援隊の登録）

第2条 乙は甲の応援要請に備え、応援出動が可能な秋田市水道工事指定店（以下「応援隊」という。）ならびに機材等をあらかじめ登録しておくものとする。

（応援要請）

第3条 災害等が発生した場合において、甲の応援要請があったときは、乙は速やかに応援隊を出動させるものとする。

2 前項の応援要請は電話その他の方法により、応援の内容および期間を明確にして行うものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、甲が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 応援活動のために要する費用の負担については、実働日数、時間および人員等を勘案し、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協 議)

第6条 この協定に定めるもののほか、災害等の復旧に関し必要な事項は、
甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

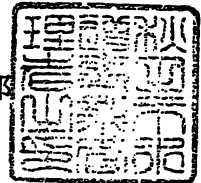
第7条 この協定の有効期間は協定した日から平成8年3月31日までと
する。ただし、甲乙とも解除の申し出がない場合は1カ年毎に自動的に
延長するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上
各自1通を保有する。

平成7年3月15日

秋田市水道事業管理者

村 山 正 太 郎



秋田管工事業協同組合理事長

佐 藤 祐 司



災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

新潟市水道局（以下「甲」という。）と新潟市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応 援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

(労災補償)

第6条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第8条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

平成9年3月28日

甲 新潟市水道事業管理者

局長

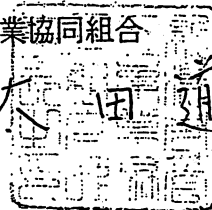
浅間 忠夫



乙 新潟市管工事業協同組合

理事長

大田 道英



Ⅳ 調査結果の全容 改正水道法施行後の業界の動向について -A-

都道府県	調査都市	人口 (万人)	組合名	理事長名	年間予算額 (万円)	職員数 (人)	指定給水装置工事事業者数(社)				組合員数(社)				備考
							①施行以前	②施行以後	②-①	増減率	①施行以前	②施行以後	②-①	増減率	
北海道	札幌市	180	札幌市管工事事業協同組合	村上 稔	60,131	13	371	464	93	125%	358	342	-16	96%	
	小樽市	15	小樽市指定管工事事業協同組合	平口山謙一	11,844	3	27	81	54	300%	27	27	0	100%	
	室蘭市	11	室蘭市管工事事業協会	田村 隆幸	620	2	12	21	9	175%	12	12	0	100%	
	旭川市	36	旭川市管工事事業協同組合	成田 満	19,117	4	32	55	23	172%	32	32	0	100%	
	北見市	11	北見市管工事事業協同組合	越膳 良臣	14,077	13	23	27	4	117%	17	20	3	118%	
青森県	函館市	29	函館市管工事事業協同組合	山村 卓	52,255	9	113	128	15	113%	73	81	8	111%	
	青森市	30	青森市管工事事業協同組合	奥村 吉昭	1,660	2	77	110	33	143%	77	76	-1	99%	
	十和田市	6	協同組合十和田管工事協会	中沢 豊美	7,000	8	23	43	20	187%	21	20	-1	95%	
	盛岡市	28	盛岡市上下水道工事事業協同組合	加藤 肇治	19,316	4	67	104	37	155%	72	72	0	100%	
	仙台市	100	宮城県管工業協同組合	井上 恭司	324,000	51	205	294	89	143%	192	189	-3	98%	
秋田県	白石市	4	白石市管工事事業協同組合	高沢 芳	8,942	2	21	33	12	157%	21	18	-3	86%	
	秋田市	31	秋田管工事事業協同組合	佐藤 祐司	11,778	14	60	141	81	235%	60	60	0	100%	
	本荘市	4	本荘市管工事協同組合	斎藤 淳一	7,142	3	21	56	35	267%	18	17	-1	94%	
	山形市	25	山形市管工事協同組合	船橋 征吾	27,196	5	64	153	89	239%	64	64	0	100%	
	酒田市	11	酒田管工事協同組合	阿部 忠義	1,068	6	36	94	58	261%	36	36	0	100%	
福島県	福島市	28	福島地区管工事協同組合	大野 清明	6,144	6	79	136	57	172%	70	71	1	101%	
	郡山市	33	郡山市管工事協同組合	佐藤 正廣	6,794	9	101	160	59	158%	101	106	5	105%	
	会津若松市	11	会津管工事協同組合	斎藤 永二	2,200	2	30	83	53	277%	30	30	0	100%	
	水戸市	24	水戸市管工事事業協同組合	横須賀武士	30,000	4	77	154	77	200%	77	78	1	101%	
	土浦市	13	土浦市指定上下水道協同組合	豊嶋 貴	4,215	3	56	121	65	216%	56	56	0	100%	
栃木県	宇都宮市	44	宇都宮市管工事事業協同組合	吉澤 榮	150,210	14	119	181	62	152%	119	120	1	101%	
	佐野市	8	佐野市設備業協同組合	若田部友弘	18,160	2	39	66	27	169%	39	47	8	121%	
	前橋市	28	前橋市管工事協同組合	丸山紀久雄	22,100	6	122	161	39	132%	121	118	-3	98%	
	伊勢崎市	12	伊勢崎管工設備協同組合	桜井 清一	15,603	10	65	92	27	142%	60	60	0	100%	
	高崎市	24	高崎水道工事事業協同組合	熊井戸孝治	49,752	5	87	132	45	152%	88	90	2	102%	
埼玉県	浦和市・与野市・大宮市	101	埼玉県管工事事業協同組合	今泉 康次	70,678	10	113	225	112	199%	112	106	-6	95%	
	春日部市	21	春日部市管工事事業協同組合	倉田 凱生	12,300	3	43	110	67	256%	43	43	0	100%	
	千葉市外12市町村	270	千葉県水道管工事協同組合	平方 康夫	168,400	30	393	660	267	168%	393	395	2	101%	
	柏市	32	柏市管工事協同組合	河合 拓	22,168	13	57	138	81	242%	55	55	0	100%	
	横浜市	330	横浜市管工事協同組合	鈴木 吉秋	26,900	21	618	949	331	154%	619	582	-37	94%	
神奈川県	川崎市	124	川崎市管工事事業協同組合	落合 正男	11,736	14	201	392	191	195%	197	192	-5	97%	
	甲府市	19	甲府市管工事協同組合	有泉 泰命	16,022	7	73	140	67	192%	73	70	-3	96%	
	東京都	1200	東京都管工事事業協同組合	今井 海記	35,800	28	※ 2201	☆ 2404	203	109%	1760	1700	-60	97%	※区部(都全体2,968) ☆区部(都全体3,523 多摩892都外227)
	多摩地区	400	三多摩管工事協同組合	金子 利	9,200	3	736	892	156	121%	619	616	-3	100%	
	調布市	19	調布管工土木事業協同組合	高野 義彦	38,000	11	31	82	51	265%	30	30	0	100%	

都道府県	調査都市	人口 (万人)	組合名	理事長名	年間予算額 (万円)	職員数 (人)	指定給水装置工事事業者数(社)			組合員数(社)			備考	
							①施行以前	②施行以後	②-①	増減率	①施行以前	②施行以後		②-①
新潟県	新潟市	48	新潟市管工事業協同組合	中山 昌敏	70,000	16	89	153	64	172%	89	88	-1	99%
	長岡市	19	長岡管工事業協同組合	室橋 一司	30,000	6	69	100	31	145%	55	56	1	102%
富山県	富山市	32	富山市管工事業協同組合	石谷 博	16,528	10	115	192	77	167%	115	115	0	100%
石川県	金沢市	45	石川県管工事業協同組合	北川 晶夫	17,759	10	190	225	35	118%	266	262	-4	98%
福井県	小松市	10	小松管工事業協同組合	木村 義信	2,921	3	69	124	55	180%	62	62	0	100%
	福井市	25	福井管工事業協同組合	横山惣一郎	11,050	6	56	68	12	121%	54	55	1	102%
長野県	長野市	36	長野市水道工事協同組合	峯村 一郎	4,782	8	59	163	104	276%	59	59	0	100%
岐阜県	長野市 戸倉町 更 根市 上山町 上 田市 坂城町	18	千曲川県営水道工事業協同組合	柳町 英和	71,100	9	63	164	101	260%	63	64	1	102%
	岐阜市	40	岐阜市指定管工事協同組合	岡田 保	10,460	4.5	73	129	56	177%	72	71	-1	99%
静岡県	高山市	6	高山管設備工業協同組合	砂田 信博	2,920	3	36	39	3	108%	36	38	2	106%
	静岡市	48	静岡市水道局指定工事店協同組合	橋本 将	13,200	22	75	129	54	172%	75	70	-5	93%
愛知県	島田市	7	島田市管工事協同組合	五十右利弥	3,300	3	23	71	48	309%	23	23	0	100%
	名古屋	216	名古屋指定水道工事店協同組合	美野 米雄	82,646	19	401	477	76	119%	401	391	-10	98%
三重県	豊田市	35	豊田市管工事業協同組合	藤村 清隆	97,346	20	71	98	27	138%	73	73	0	100%
	津市	16	津市水道指定事業者協同組合	坂倉 薫	19,000	9	33	113	80	342%	33	32	-1	97%
	四日市市	29	四日市市指定上下水道工事業者協 同組合	岡田 旭郎	2,977	3	37	65	28	176%	36	35	-1	97%
滋賀県	松阪市	12	松阪市指定上下水道事業協同組合	増井 繁貴	10,731	4	43	114	71	265%	40	40	0	100%
	大津市	28	大津市水道瓦斯工事店協同組合	青山 茂	4,967	7	38	96	58	253%	36	36	0	100%
	彦根市	10	彦根市管工設備工事協同組合	北川 重則	500	2	53	157	104	296%	38	35	-3	92%
	守山市	6	守山市管工事業協同組合	北川 和人	2,000	2	26	78	52	300%	26	26	0	100%
京都府	京都市	146	京都府管工事業協同組合	近美 敏則	6,431	5	173	308	135	178%	174	176	2	101%
大阪府	丹後町	0.7	丹後管工事業協同組合	松崎 修	120	1	33	35	2	106%	33	32	-1	97%
	大阪市	260	大阪市管工設備協同組合	松田 勝	186,418	31	635	944	309	149%	607	594	-13	98%
兵庫県	豊中市	39	豊中市管工事協同組合	岸 昭治	14,000	3	51	181	130	355%	50	44	-6	88%
	神戸市	148	神戸市管工事業協同組合	橋本 昌之	96,899	19	347	401	54	116%	209	199	-10	95%
奈良県	奈良市	36	奈良市上下水道協同組合	原田 重行	7,500	3	118	196	78	166%	46	46	0	100%
和歌山県	和歌山市	43	和歌山市管工事業協同組合	山本 昌彦	80,500	17	147	207	60	141%	147	146	-1	99%
鳥取県	鳥取市	14	鳥取市上下水道事業協同組合	中村 謙二	9,589	7	23	60	37	261%	23	23	0	100%
	倉吉市・東伯郡	12	中部管工事業協同組合	石賀 和夫	1,458	2	34	61	27	179%	34	35	1	103%
	米子市	14	米子管工事業協同組合	都田 計久	14,181	18	32	59	27	184%	32	34	2	106%
島根県	松江市	14	松江管工事業協同組合	小玉 隆夫	15,000	2	36	55	19	153%	34	33	-1	97%
岡山県	岡山市	62	岡山市管工設備協同組合	酒井 千冬	10,806	9	102	193	91	189%	102	98	-4	96%
広島県	倉敷市	43	協同組合倉敷市管事業協会	榑村 英治	57,777	18	89	177	88	199%	71	70	-1	99%
	広島市	112	広島市指定上下水道工事業協同組合	山本 睦美	222,425	44	157	260	103	166%	157	156	-1	99%
山口県	呉市	20	呉管工事協同組合	住吉 泰輔	17,137	18	36	80	44	222%	36	※	4	111% ※準組合員含
	山口市	14	山口市水道工事協同組合	國田 信晴	1,798	2	25	70	45	280%	22	22	0	100%
	宇部市	17	宇部管工事協同組合	磯村 省三	18,635	16	33	81	48	245%	33	33	0	100%
	小野田市	4	小野田管工事協同組合	岡 嘉廣	2,107	2	8	31	23	388%	8	8	0	100%

都道府県	調査都市	人口 (万人)	組合名	理事長名	年間予算額 (万円)	職員数 (人)	指定給水装置工事事業者数(社)			組合員数(社)			備考	
							①施行以前	②施行以後	②-①	増減率	①施行以前	②施行以後	②-①	増減率
徳島県	徳島市	26	徳島市指定上下水道工事店協同組合	長篠 勝廣	19,200	6	75	106	31	141%	74	72	-2	97%
香川県	高松市	34	高松市上下水道工事業協同組合	阿野善次郎	2,600	4	87	157	70	180%	78	78	0	100%
愛媛県	松山市	46	松山市管工事業協同組合	友近 安	45,765	13	126	177	51	140%	99	99	0	100%
	今治市	11	今治市管工事業協同組合	石川 俊輔	4,200	3	45	65	20	144%	42	41	-1	98%
高知県	高知市	33	高知市管工事業協同組合	中嶋 栄右	29,690	13	82	132	50	161%	82	80	-2	98%
福岡県	福岡市	132	福岡市管工事業協同組合	大下 義信	125,900	23	205	289	84	141%	219	218	-1	100%
	北九州市	101	北九州管工事業協同組合	佐野 正徳	5,424	9	238	299	61	126%	194	189	-5	97%
	久留米市	23	久留米市管工事業協同組合	古賀 良男	12,000	10	49	89	40	182%	49	51	2	104%
佐賀県	佐賀市	16	佐賀市管工事業協同組合	西岡 留雄	3,000	4	58	108	50	186%	56 ※	58	2	104% ※外賛助会員17社
	唐津市	8	唐津市管工事業協同組合	河上 強	7,189	15	38	58	20	153%	38	36	-2	95%
長崎県	長崎市	42	長崎市管工事業協同組合	谷村 博志	56,400	30	88	136	48	155%	88	87	-1	99%
	佐世保市	24	佐世保管工事業協同組合	曾和 輝正	10,000	17	53	105	52	198%	34	34	0	100%
熊本県	熊本市	65	熊本市管工事業協同組合	古川 良	31,215	14	163	274	111	168%	163 ※	167	4	102% ※3社脱退7社加入
大分県	大分市	43	大分市管工事業協同組合	首藤 真玉	91,480	34	100	140	40	140%	100	106	6	106%
	日田市	6	日田市管工事業協同組合	園田 剛	3,800	8	31	40	9	129%	31	31	0	100%
宮崎県	宮崎市	30	宮崎管工事業協同組合	蒼森 照之	39,150	31	57	131	74	230%	57	64	7	112%
	都城市	13	都城管工事業協同組合	福島 敏治	14,700	12	37	89	52	241%	35	35	0	100%
鹿児島県	鹿児島市	55	鹿児島市管工事業協同組合	肥後 勝司	62,500	16	97	151	54	156%	98 ※	97	-1	99% ※2社廃業脱退、1社改正後新規業者者加入
沖縄県	那覇市	30	那覇市管工事業協同組合	山里 昇	52,978	9	85	179	94	211%	85 ※	100	15	118% ※正85社、準15社
全国					平均	平均	総合計	総合計	総合計		総合計	総合計	総合計	
47都道府県92組合		5684.7			34,094	10.8	11,805	#####	6,156	152%	10,834	10,694	-140	98%

改正水道法施行後の業界の動向について -B-

NO.B-1

都道府県	調査都市	組合加入金 (円)	出資金 (円)	年間会費 (円)	その他の名目 (円)	新規組合員への				非組合員への				備考
						加入金等軽減措置 いない	定款・規約等変更 行った	加入勧奨 いない	事業利用 いる	事業利用 いない	事業利用 いる	事業利用 いない	事業利用 いる	
北海道	札幌市	900,000	300,000	100,000			○	○	○	○	○	○	○	
	小樽市	1,920,000	1,000,000	180,000	資材保証金 260,000		○	○	○	○	○	○	○	
	室蘭市	300,000		345,000	研修費 240,000		○	○	○	○	○	○	○	
	旭川市	2,500,000	400,000	25,000		○	○	※○	○	○	○	○	○	※現在組合定款上、新規業者の組合加入が難しい状況から、準会員制度(別規約)を設け加入勧奨をしている。加入希望あり。
青森県	北見市	0	360,000	240,000	※運営費総額年間3,000,000		○	○	○	○	○	○	○	※徴収率による
	函館市		400,000	90,000	加入経費 15,000	○	○	○	○	○	○	○	○	※設計申請業務、組合員に対し設計費の5%減している。
	青森市	※229,000	100,000	120,000	0	検計中	検計中	○	○	○	○	○	○	※決算により異なる(正味資産) ☆機械類は利用させない。様式類の販売は倍額料金
	十和田市	250,000	1,000,000	80,000		○	○	○	○	○	○	○	○	
岩手県	盛岡市	1,200,000	300,000	30,000	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宮城県	4,000,000	200,000	96,000		○	○	○	○	○	○	○	○	※経済事業のみ ☆現金か売掛
	白石市	200,000	500,000	180,000		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	秋田県	3,000,000	455,000	120,000	購買保証金 2,000,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	本荘市	3,000,000	500,000	180,000	重営協力金平均 460,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山形市	5,000,000	784,000	96,000		検計中	検計中	○	○	○	○	○	○	○
	酒田市	※600,000	※900,000	※180,000	※県連合会賦課金30,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福島県	1,000,000	850,000	96,000	会館建設負担金 200,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	郡山市	出資金の1/2	※1口50,000	☆60,000～ 180,000	加入手数料 50,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	会津若松市	350,000	900,000	156,000	県連 36,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水戸市	3,000,000	1,000,000	108,000		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	土浦市	3,000,000	500,000	60,000	加入手数料 1,000,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	宇都宮市	1,600,000	1,000,000	42,000	預り保証金 1,000,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐野市	2,050,000	550,000	180,000		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	前橋市	3,000,000	(1口) 10,000	18,000	建設費協力金 12,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊勢崎市	3,000,000	1,230,000	36,000		○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	高崎市	2,000,000	80,000	60,000	出資預り金 600,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	浦和市・与野市・大宮市	1,150,000	※100,000	5,000		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	春日部市	3,200,000	200,000		申請料 500円/1件	○	○	○	○	○	○	○	○	○
						○	○	○	○	○	○	○	○	○

都道府県	調査都市	組合加入金 (円)	出資金 (円)	年間会費 (円)	その他の名目 (円)	新規組合員への				非組合員への				備考	
						加入金等軽減措置 定款・規約等変更	行った	行わない	いる	いない	事業利用	事業利用 差別化	いる	いない	
千葉県	千葉市外12市町村	4,000,000	400,000	60,000	0		○		○		○		○		
	柏市	2,560,000	620,000	120,000	共同購買保証金1,820,000		○		○						
	横浜市	350,000	500,000	42,000	0		○		○		○		※○	※資材販売価格×10%増	
	川崎市	300,000	3,350,000	72,000			○		○		○		※○	※運用で価格差	
山梨県	甲府市	4,200,000	700,000	0	0		○		○		○		○		
	東京都	375,000	25,000	50,400	遺族・火災保険年約15,000		○		○		○		○		
	多摩地区	0	82,000	36,000	加入手数料 100,000		○		○		○		○		
	調布市		300,000		加入時負担金 5,100,000	○別途協議			○		※○		☆○	※特定品のみ ☆手数料上乗せ	
新潟県	新潟市	加入負担金 1,000,000	700,000	90,000	保証金 500,000		○		○		○		※○	※資材販売のみ	
	長岡市	加入手数料 1,050,000	1,600,000	平等割 60,000	預り保証金200,000		○		○			○			
	富山市	2,000,000	1,150,000	60,000	0		○		○		○		○		
	金沢市	400,000	※50,000	☆432,000～72,000			○		○		○		○	※2口分を義務付け ☆5ランクに分類	
福井県	小松市	970,000	650,000	84,000	保証金 500,000		○		○		○		○		
	福井市	3,000,000	300,000	240,000	材料保証金 150,000 名義貸付託金 50,000 増資払込金 1,210,000	※○			※○		○		☆○	※現在理事会にて協議中 ☆組合交付材料等の販売	
	長野市	5,500,000	800,000	120,000	0		○		○		○				
	長野市 戸倉町 東穂市 上山田町 上田市 坂城町	5,000,000	970,000	240,000			○		○			○			
岐阜県	岐阜市	200,000	200,000	72,000	特別賦課金 516,194		○		○		○		※○	※諸用紙の販売単価約1.15倍、取り出し材料単価約1.15倍、道路復旧(舗装)費用の単価約1.1倍	
	高山市	1,650,000	1,200,000	84,000	※差等割賦課金平均13,157		○		○		○			※50万円をランク別に賦課	
	静岡市	1,250,000	7,750,000	120,000	修繕センター負担金60,000		○		○		○		○		
	島田市	2,600,000	2,080,000	120,000			○		○		○				
愛知県	名古屋	4,000,000	400,000	90,000	特別保証金 50,000		○		○		○		※○	※資材販売において	
	豊田市		1,300,000	36,000	保証金 4,100,000		○		○		○		※○	※資材販売において組合員外は15%アップの単価	
	津市	2,600,000	150,000	120,000			○		○		○		○		
	四日市市	1,700,000	2,000,000	平均33,430	加入時持分調整2,163,385		○		○		※○		○	※問合せあればする	
滋賀県	松阪市	3,000,000	1,200,000	276,000			○		○		○		○		
	大津市	3,000,000	100,000	平均713,000			○		○		○		※○	※組合員からの預り金による資材共同購入のため、組合の販売単価は非組合員には単価差がある(10から15%程度)	
	彦根市	100,000	50,000	60,000	建設積立金 10,000		○		○		○				

都道府県	調査都市	組合加入金 (円)	出資金 (円)	年間会費 (円)	その他の名目 (円)	新規組合員への				非組合員への				備考	
						加入金等軽減措置	定款・規約等変更	加入勧奨	事業利用	事業利用	事業利用	事業利用	事業利用		
	守山市	1,000,000	6,000,000	120,000		※○	○	○	○	○	○	○	○	※準組合員として加入していただく。加入金、出資金は免除。但し保証金として300,000円預り	
京都府	京都市	600,000	110,000	36,000			○	○							
	丹後町	20,000	20,000	48,000			○	○							
大阪府	大阪市	2,500,000	70,000	48,000			※○	○	○	○	○	○	○	※準組合員制度導入	
	豊中市	15,000,000	4,000,000	300,000			○	○	○	○	○	○	○	※組合手数料で差をつけている	
兵庫県	神戸市	10,000,000	1,540,000	20,000			○	○	○	○	○	○	○		
	奈良市	530,000	0	36,000	0		○	○	○	○	○	○	○		
和歌山県	和歌山市	3,000,000	350,000	96,000			○	○	○	○	○	○	○		
	鳥取市	0	800,000	180,000	特別賦課金1,576,000 保証金 2,000,000		○	○	○	○	○	○	○		
	倉吉市	300,000	1,710,000	A 284,000 B 184,000 C 134,000	特別附加金 800,000		※○	○	○	○	○	○	○	※入会時の支払いを一括を原則としているが分割支払い等の措置はしている	
	東伯郡														
	米子市	加入手数料 350,000	3,500,000	60,000			○	○	○	○	○	○	○	※給水装置工事申込書等の用紙類及びメーカーボックスの販売	
	松江市	3,000,000	1,410,000	20,400			○	○	○	○	○	○	○		
岡山県	岡山市	6,000,000	1,000,000	48,000	0		○	○	○	○	○	○	○		
	倉敷市	4,600,000	540,000	42,000	加入手数料 3,500,000		○	○	○	○	○	○	○		
広島県	広島市	特別賦課金												※協同購買品の購入は全て現金取引。せん孔工事は組合作成の見積り額を前受けて現金を徴収し、工事完了後精算する。価格は何れも組合員の15%増	
	《原則》	6,000,000	132,000	60,000	保証金 2,000,000	○	○	○	○	○	○	○	○	※○	
山口県	《最低分担金》	681,820	15,000	60,000	227,273										
	呉市	2,000,000	630,000	120,000		○	○	○	○	○	○	○	○		
	山口市	約2,500,000 毎年決算により算出	2,660,000	1社平均650,000 基本会費＋出来高会費			○	○	※○	☆○	★○	○	○	※賛助会員制度を設けるため定款変更を行った。年会費60,000円 ☆賛助会員については勸奨している ★メーカーボックスのみ	
	宇部市	3,000,000	850,000	※300,000	入会金 2,900,000	☆○	○	○	○	○	○	○	○	※含教育情報賦課金 ☆但し賛助会員	
	小野田市	特に定めなし	2,200,000	360,000	※教育賦課金60,000	○	○	○	○	○	○	○	○	※月5,000	
徳島県	徳島市	5,500,000	240,000	72,000			○	○	○	○	○	○	○		
	高松市	6,000,000	1,350,000	96,000	特別会費 24,000	○	○	○	○	○	○	○	○	※会費(賛助会員規約を参照)	
愛媛県	松山市	5,000,000	250,000	42,000			○	○	○	○	○	○	○	※資材販売等5%の差	
	今治市	1,000,000	10,000	180,000			○	○	○	○	○	○	○		
高知県	高知市	0	500,000	48,000			○	○	○	○	○	○	○		
	福岡市	4,350,000	1,000,000	2,100			○	○	○	○	○	○	○		
	北九州市	700,000	300,000	60,000			○	○	○	○	○	○	○		
	久留米市	2,000,000	1,000,000	180,000			○	※○	○	○	○	○	○	※但し市内業者で可能性ある者	

都道府県	調査都市	組合加入金 (円)	出資金 (円)	年間会費 (円)	その他の名目 (円)	新規組合員への				非組合員への				備考
						加入金等軽減措置 定款・規約等変更 行っていない	行っていない	行った	行っていない	加入勸奨 行っていない	行っていない	事業利用 行っていない	事業利用 行っていない	
佐賀県	佐賀市	出資1口持分額 ×出資口数	300,000	36,000			○	○		○		○		
長崎県	唐津市	2,500,000	300,000	24,000			○			○				
	長崎市	2,800,000	平均出資額 1,000,000	120,000	0		※○			○			○	※但し準会員制度を採用。保証金 30万(資材販売の売掛の為預り組 合費1万5千円(一般組合費は1万 円)組合事業、資材については 20%増
熊本県	佐世保市	2,000,000	1,000,000	60,000			○			○				
	熊本市	3,814,036	200,000	18,000	保証金4,726,000 ①550,000 ②4,176,000	※○				○		○	☆○	※保証金②は既組合員の保証書 に替えられる。金銭による場合3年 間預り後、元金払い戻す。以後組 合員全員の連帯保証とす。☆10% アップ
大分県	大分市	2,550,000	1,050,000	24,000			○	○		○				
	日田市	1,300,000	1,700,000	60,000	新築賦課金年間60,000		○	○		○		○		
宮崎県	宮崎市	※780,000	☆300,000	0	申込手数料(加入負担金) 500,000	★○				○		○		※持分算定額@26000円×30口 ☆@10000×30口 ★持株変動制
	都城市	資産割、負担金 6,000,000	500,000	0	県管連(出資・加入)70,000 積立預り金 390,000		○			○		○	○	
鹿児島県	鹿児島市	5,000,000	※1,200,000	24,000			○			○		○	☆○	※全員均等 ☆事務手数料若干増加
	那覇市	500,000	600,000	120,000			○	○		○			○	
沖縄県		平均	平均	平均	平均	10	80	27	63	50	41	54	44	
		2,280,142	903,457	109,656	425,622	検討中2		検討中2		検討中2		35	7	

改正水道法施行後の業界の動向について -C-

都道府県	調査都市	受注 状況	資材等の 一括購入 いる いない	年間販売実績(万円)		購入単価(円)				備考			
				①施行前	②施行後	塩化ライニング鋼管		塩化ビニル管		ポリエチレン管		ホーム水栓	
						①施行前	②施行後	①施行前	②施行後	①施行前	②施行後	①施行前	②施行後
北海道	札幌市	3	○										
	小樽市	2	○	17,075	12,074	-5,001							
	室蘭市	※3	○										
	旭川市	2	○										
	北見市	2	○										
	函館市	2	○	16,035	28,134	12,099	2,440	2,440	0	20,610	20,610	0	1,870
青森県	青森市	2	○										
	十和田市	2	○										
岩手県	盛岡市	2	○	16,852	15,063	-1,789							
	仙台市	1	○	311,000	275,000	-36,000	1,440	1,440	0	456	456	0	15,336
宮城県	白石市	3	○	7,929	7,383	-546	1,622	1,622	0	368	368	0	12,852
	秋田市	2	○	6,920	3,350	-3,570						0	12,370
秋田県	本荘市	3	○	4,539	3,863	-676							
	山形市	3	○	27,897	21,556	-6,341							
山形県	酒田市	2	○	7,568	5,846	-1,722							
	福島市	2	○										
福島県	郡山市		○										
	会津若松市	2	○	340	300	-40	1,500	1,500	0	420	420	0	16,000
茨城県	水戸市		○	27,300	22,500	-4,800						0	1,100
	土浦市	2	○	11,471	7,143	-4,328						2,380	2,380
栃木県	宇都宮市		○	138,227	105,650	-32,577	1,780	1,780	0	380	380	0	19,200
	佐野市		○									0	13,900
群馬県	前橋市	2	○	22,219	17,453	-4,766							
	伊勢崎市	2	○	6,330	5,190	-1,140	1,400	1,400	0	430	430	0	900
	高崎市	2	○	21,259	20,187	-1,072							
	浦和市・与野市・大宮市		○	57,278	44,989	-12,289							
埼玉県	春日部市	1	○	4,640	5,130	490	1,550	1,492	-58	642	580	-62	890
	千葉市外12市町村	2	○	200,000	140,000	-60,000	1,607	1,435	-172	489	430	0	14,520
千葉県	柏市	3	○	10,386	8,331	-2,055	2,870	1,148	-1,722	990	510	-480	14,520
	横浜市	2	○	73,140	76,470	3,330							0
神奈川県	川崎市	1	○	49,894	43,116	-6,778							
	甲府市	2	○	12,643	8,307	-4,336	1,790			410		790	
山梨県	東京都	2	○										
	多摩地区			3,715	2,565	-1,150							
東京都	調布市	2	○	3,300									

※民間受注は若干ある。又、市発注工事も今後少しは受注すると思う

都道府県	調査都市	受注 状況	資材等の 一括購入 している いない	年間販売実績(万円)		購入単価(円)								備考				
				①施行前	②施行後	塩化ライニング鋼管		塩化ビニル管		ポリエチレン管		ホーム水栓						
						①施行前	②施行後	②-①	①施行前	②施行後	②-①	①施行前	②施行後		②-①	①施行前	②施行後	②-①
新潟県	新潟市	2	○	33,000	35,000	2,000												※φ20×40M 施行 0は10年4月以降です。
	長岡市	2	○	11,527	11,230	-297												
	富山市	2	○	730	830	100												
	金沢市	2	○															
富山県	小松市	3	○	8,600	8,700	100												
	福井市	2	○	6,313	5,673	-640												
	長野市	2	○	12,044	7,380	-4,664												
	長野市 戸倉町 更田市 上山田町 上田市 坂城町	2	○	30,581	20,259	-10,322												
岐阜県	岐阜市	2	○	9,078	6,838	-2,240												※量水器取替工事業 務、宅内配管図面作成 手数料、取付棚、トラッ プ桝、オートリリース等 の共同購入手数料。銅 管等は行っていない。
	高山市	2	○	※2,390	※2,360	-30												
静岡県	静岡市	2	○	74,443	66,062	-8,381												
	島田市	2	○	1,900	1,600	-300												
愛知県	名古屋市	2	○	61,879	62,770	891												
	豊田市	2	○	122,081	110,327	-11,754												
三重県	津市	1	○	3,007	2,696	-311												
	四日市市	2	○		10,576													
	松阪市	2	○	7,676	8,650	974												
	大津市	2	○	13,200	11,700	-1,500												
滋賀県	彦根市		○			0												
	守山市	2	○	500														
京都府	京都市	2	○															
	丹後町		○															
大阪府	大阪市	2	○	76,090	59,880	-16,210												
	豊中市	2	○	14,400	9,680	-4,720												
兵庫県	神戸市	2	○	86,384	42,853	-43,531												※左記資材共同購入し ていない、(但し公道部 分及本管関係その他)
奈良県	奈良市	3	○	9,500	7,500	-2,000												
和歌山県	和歌山市	2	○	12,000	11,000	-1,000												
	鳥取市	2	○	9,604	10,825	1,221												
鳥取県	倉吉市・東伯郡	1	○	2,747	2,496	-251												
	米子市	2	※○	2,222	1,800	-422												

都道府県	調査都市	受注 状況	資材等の一括購入 している いない	年間販売実績(万円)		購入単価(円)				ホーム水栓				備考		
				① 施行前	② 施行後	②-①	塩化ライニング鋼管		塩化ビニル管		ポリエチレン管		ホーム水栓			
							① 施行前	② 施行後	②-①	① 施行前	② 施行後	②-①	① 施行前		② 施行後	②-①
島根県	松江市	2	※○	2,000	2,000	0									※止水栓、メーターボックス、私物メーター等小物類	
	岡山市	2	※○	135,171	158,666	23,495	2,290	2,290	0	530	530	20,870	0	870	0	※取扱い材料は大多数が配水管布設工事材料である
広島県	倉敷市	2	○	2,139	2,423	284										
	広島市	2	○	106,289	84,193	-22,096										
山口県	呉市	2	○	6,363	5,236	-1,127	1,784	1,784	0	554	554	16,540	0	870	0	
	山口市	2	○	3,200	2,160	-1,040										
徳島県	宇部市	2	○	2,489	2,164	-325	2,300	2,300	0	800	800	14,400	0	800	0	
	小野田市	3	○	523	413	-110								940	0	
香川県	徳島市	2	○	19,200	16,400	-2,800										
	高松市	3	○	9,376	8,725	-651										
愛媛県	松山市	2	○	13,464	11,176	-2,288										※φ20×4m
	今治市	3	○													
高知県	高知市	2	○	10,153	8,547	-1,606										
	福岡市	3	○	70,596	69,900	-696	1,580	1,500	-80	404	404	177	29	1,080	1,080	0
福岡県	北九州市	2	○	8,514	8,705	191										※約1%程度 ☆分水栓～メータ廻り、守栓関係、都市ガス資材である。
	久留米市	※2	☆○	7,900	6,500	-1,400										
佐賀県	佐賀市	2	○													
	唐津市	2	○	20,591	20,658	67	1,580	1,580	0	374	374	13,200	0	1,020	1,020	0
長崎県	長崎市	2	○	10,713	11,981	1,268								※1,330	1,330	0
	佐世保市	2	○	696	568	-128								1,250	1,250	0
熊本県	熊本市	3	○	23,522	27,360	3,838										
	大分市	3	○	24,626	22,613	-2,013										
大分県	日田市	2	○	2,928	2,675	-253	2,870	2,870	0	500	500	16,200	0			
	宮崎市	2	○	63,093	64,274	1,181	1,894	1,894	0	383	383	21,420	0	2,200	2,200	0
宮崎県	都城市	2	○	1,800	1,500	-300	1,920	1,920	0	360	350					
	鹿児島市	2	○	2,600	2,900	300	1,610	1,610	0	587	587	14,520	0	※951	951	0
鹿児島県	鹿児島市	2	○											※951	951	0
	那覇市	2	○	8,713	7,353	-1,360								1,430	1,430	0
沖縄県	那覇市	2	○													
	那覇市	2	○	8,713	7,353	-1,360										
	那覇市	2	○	8,713	7,353	-1,360										
	那覇市	2	○	8,713	7,353	-1,360										
1～5				78	総計	②-①	解答件数 23		解答件数 25		解答件数 31		解答件数 29			
2～65					2,222,712	1,936,799	-285,913	①平均	②平均	②-①	①平均	②平均	②-①	①平均	②平均	②-①
3～14					平均	平均	②-①	1,850	1,758	-92	504	476	-28	15,451	14,767	1,238
解答なし～8					30,448	26,531	-3,917							1,277	1,238	-39

都道府県	調査都市	販売実績減少要因 販売量	維持管理 価格面	災害時の対応 協定等	排水設備責任技 術者統一試験	貴組合の 運営上の 問題点	備考
				いる いない	いる いない		
北海道	札幌市		※4	○	○		※札幌市水道局との給配水管維持管理業の受託契約を結び行っている
	小樽市	1	3	1	○		
	室蘭市	1		1	○		
	旭川市			1	※○		※現在協定を締結することを前提に局と検討している。
	北見市			1	○	2	
	函館市			1	○	3	
青森県	青森市			3	○	○	
	十和田市		※1,4	○	○		※水道施設について。日・祝祭日は1。平日は協会職員が対応。
岩手県	盛岡市	1, ※3	3	1	○	3	※法改正により、止水栓の設置数が減少した。大手ハウスメーカーの自社材料の支給による。
宮城県	仙台市	1, 2	3	1	○	2	
	白石市	1	3	1	○		
秋田県	秋田市	1, 2	3	※4	○	☆2	※漏水については3社で年間受託 ☆自動的に延長
	本荘市	1	※	3	○		※当組合価格は従前どおりである。
山形県	山形市	1	※4		○		※宅内の給水装置の維持管理は組合員の意志に委ねる
	酒田市	1, 2	1, ※4	○	○	3	※組合で受注している
福島県	福島市			1	○		
	郡山市		※4	○		2	※水道局と組合員の間で業務委託契約書を締結している(現在9社)
	会津若松市	1	3	1	○	3	
茨城県	水戸市	1, 2	3	1	※○		※現在協定を前提に水戸市と協議中
	土浦市	1	3	1	※○		※協定について検討中
栃木県	宇都宮市	1		1	○	1	
	佐野市	1, 2	1, 2	1	○	2	
群馬県	前橋市	1, 2	3	1	○	3	
	伊勢崎市	2	3	1	※○	3	※口頭契約
	高崎市	※3					※資材販売単価を下げた
埼玉県	浦和市・与野市・大宮市	1, 2	1, 3	1	○		
	春日部市			1	○		
千葉県	千葉市外12市町村	1, 2	2, 3	※2	○	3	※水道センター
	柏市	1, ※3		☆2	○	★3	※ハウスメーカー等から支給材が多くなった ☆柏市管工事協同組合修理センター ★自動継続
神奈川県	横浜市			※4	○	3	※最寄の組合員を紹介するのみ
	川崎市	1		3	現在交渉中		
山梨県	甲府市	2	1	1	○	3	
東京都	東京都		※4	○	○		※組合内に1機関として「メンテナンスセンター」をH5年に設立、その登録業者約200社で対応
	多摩地区	1, 2	1, 3	1	○		
	調布市	1, 2	1, ※4	○		3	※組合職員
新潟県	新潟市	1	3	※4	○	3	※水道局受付分の宅地内修繕業務を組合で行っている。各工事が各々担当。
	長岡市	1	※4	○		3	※当組合で受注し、組合員が修理する。

都道府県	調査都市	販売実績減少要因 販売量	価格面	維持管理	災害時の対応	排水設備責任者 統一試験	貴組合の 運営上の 問題点	備考
				協定等 いる	いない	いる	いない	
富山県	富山市			1	○	3	○	
石川県	金沢市			3	○	3	○	
	小松市	1		1	○	○		
福井県	福井市	1	2	3	○	○		
長野県	長野市	1		3	○	3	○	
	長野市 戸倉町 更 埴市 上山田町 上 田市 坂城町	1		1				
岐阜県	岐阜市	1	3	1	○	3	○	
	高山市			3	※○	○		※昨年末に市に協定の手続きをし、今年度中に協定を結ぶ予定
静岡県	静岡市	1,2,※3	1,3	☆2, 4	○	○	○	※受注金額がきびしいため ☆通常は市民と組合員の直接。ただし局の開庁時(日曜日、祭日、土曜日、年末年始、夜間)等 においては局からの委託金と組合員の負担金で運営する静岡給排水修繕センターが対応する。
	島田市	1		1	○	○	○	
愛知県	名古屋市中区			※2	○	2	○	※修繕センター
	豊田市中区	1	3	1	○	○	○	
三重県	津市中区	1		1	○	3	○	
	四日市市中区	1	2	※4	○	☆○	○	※当組合に修理班(下請人)を置いて受付・処理 ☆三重県下水道公社で実施
	松阪市中区			3	○	○	○	
滋賀県	大津市中区	1		※4	○	○		※組合員から選出されている3社が、道路伏設本管工事の維持管理体制を実施している(大津市との契約)が、緊急のときは修 繕をつけてもらうことが多い。
	彦根市中区				○	3	○	
	守山市中区	1	3	1	○	3	○	
京都府	京都市中京区			※4	○	○		※緊急修繕については特定業者(44社)にて対応
	丹波市中区							
大阪府	大阪市東淀川区	1		3	○	2	○	
	豊中市	1	1	3	○	3	○	○
兵庫県	神戸市東灘区	2	3	3	○	2	※○	※神戸市は11月28日に実施
奈良県	奈良市中区	1	2	※2	○	○	○	※水道局サービスセンター。組合では行っていない。
和歌山県	和歌山市中區	1, ※2	3	☆4	○		○	※水道局緩和で一般取扱でも販売 ☆漏水対策のみ水道局と委託契約で実施中
鳥取県	鳥取市中区			1	○			
	倉吉市・東伯郡	1		3	○		○	
	米子市中区	1		※4	○	○	○	※組合で行っている。ただし休日については組合員の当番制
島根県	松江市中區			1	○	○		
岡山県	岡山市中區			1	○	○	○	
	倉敷市中区			1	○	○	○	
広島県	広島市中区	1	3	1	○	3	○	○
	呉市中区	1		2	○	○		
山口県	山口市中区	2		※4	○	○		※組合で推せんした業者が水道局と契約して行っている
	宇部市中区	1	1	1	○	※○	○	※平成11年度から
	小野田市中区	1, 2		1	○	※○		※排水設備工事については当組合では取り扱っておりません。

都道府県	調査都市	販売実績減少要因		維持管理		災害時の対応		排水設備責任技術者統一試験	費組合の		備考
		販売量	価格面		協定等	いる	いない		期間	運営上の	
徳島県	徳島市	1		3	○	3	○	○	3	○	
香川県	高松市	1	3	1	○			○	3		
愛媛県	松山市	1	2	※4		○	○	○		○	※公道面－企業局より委託のうえ組合で対応 宅地内－組合並びに松山市指定給水装置工事事業者にて対応
	今治市	1	3	3		○	○	○			
高知県	高知市	1		1	○			○	※2	○	※自動更新
福岡県	福岡市	1, 2		※2, 4		○	○	○		○	※(財)福岡市水道サービスセンター 組合へ依頼があった場合工事店を紹介している
	北九州市	2	3	※2		○	○	○		○	※水道工事センター施工店
	久留米市	1	3	※1	☆○			○		○	※当番制でなく、1組合員で24時間体制で実施 ☆有事の際当局より協力要請を組合に申し行うこととしているので、緊急体制表を作成し対応することとしている。
佐賀県	佐賀市			1		○	○	○			
	唐津市			1		○	○	○			
長崎県	長崎市	1, 2	3	※4		○	○	☆○			※当市においては水道局職員(給水課維持係)が配置されており、公道及び宅内の軽微な修繕工事を当局にて施工。宅地内の全般的修繕工事は指定工事店により施工 ☆H11. 11.7県内3ヶ所にて
	佐世保市	2	3	※4		○	○	○			※組合直営の水道修繕センターを運営している
熊本県	熊本市	1	2	※2		○	○	○		○	※組合と水道局との委託締結後、組合指定の組合員へ再委託「修繕センター」
大分県	大分市	2		1	○			○	3		
	日田市	1, 2		1		○	○	○		○	
宮崎県	宮崎市	1	3	※4	○			○	3	○	※随意契約により実施。3社。宮崎管工事協同組合、(株)宮崎衛生公社(組合員)、江坂設備工業(株)(組合員)
	都城市	1	3	※4	○			○	3		※平日は当組合で直接対応し、時間外、休日等は水道局と年間契約している指定工事業者が対応している。
鹿児島県	鹿児島市	2		※4		○	○	○			※水道局と当組合で契約している
沖縄県	那覇市	2	3	※4		○	○	○		○	※組合で委託を受けている
		1～57	1～6								
		2～25	2～7								
		3～4	3～30								

改正水道法施行後の業界の動向について -E-

NO.E-1

都道府県	調査都市	貴組合の運営上の問題点
青森県	青森市	非組合員への加入促進を検討中であるが、正味財産の問題、技能、経験、資格等信用上の問題等いろいろあります。
岩手県	盛岡市	○不況による住宅等の建築件数の減少 ○非組合員の参加による入札低価格落札等から組合員の収益の悪化が見られる ○水洗化工事の普及率増大による新規工事量の減少
秋田県	秋田市	規制緩和と措置に伴い、協同組合としてのメリットの方向性の策定
山形県	山形市	1. 非組合員への対応について 2. 組合員同士による債務保証について
	酒田市	1. 役所より委託で受けていた業務(メーター交換等)が入札となったため、予算が組みにくい。共同事業の計画がたてにくい。 2. 組合員が組合に望む事が多様化してきているため、事業等への協力、参加数が多まりにくい。
福島県	郡山市	当組合の事業収入は作図料収入と事務代行事業収入であるが、長引く景気の低迷で平成10年度決算でも対前年比で17%の落ち込みとなっており、その対応に苦慮しております。又、パーソナルコンピュータの普及により、CAD等による自作図の事業所が年々増えて来ており、現在委員会の中で作図料の見直しについて検討中であります。
	会津若松市	入札等について水道部と協議を重ねている。土木工事と関連している水道施設の問題等の対応について。
茨城県	水戸市	新規指定が終わりなき拡大の道をたどっている。ボーダーレスとなった業界に対し、行政は市町村ごとで対応が異なっている。一方で壁をこわし、他方では依然高い壁が残っている。今後発生が予想される事例のシミュレーションを県管連、ひいては全管連でまとめてほしい。
栃木県	佐野市	非組合員対策
群馬県	前橋市	定款は改正しませんが、準組合員制度を作り勧誘したところ、非組合員約45のうち現在3分の1強の方が入会しました。問題は売上が前年比で落ち込んでいて、非組合員が組合以外から材料を調達できるとなると、その経路が問題になります。放置すると組合員の中でも乗する者も出てくるのでは(値段が全てになります)、との懸念があります。その結果、組合の売上が先細るのではないかと心配しています。

NO.E-2

都道府県	調査都市	貴組合の運営上の問題点
	高崎市	増加する非組合員への対応、OA導入
埼玉県	春日部市	組合を脱会する工事店のないように
千葉県	千葉市外12市町村	組合事業(特に資材共同購売事業)が落ち込み、組合財政上において平成10年度赤字決算となった。また、平成11年度も同様に赤字決算を計上せざるをえない状況が現在予測される。
	柏市	規制緩和以降、組合組織率が100%から39.9%と急落してしまい、県のガイドラインによる賛助会員を合わせても49.3%と低迷している。今後は強力な組合事業を起こし魅力ある組合にすることが急務であると思います。
山梨県	甲府市	規制緩和以降材料の販売の減少
東京都	東京都	1. 組合員の激減により財政面での脆弱化が進行している。 2. 改正水道法の施行により、他県からの参入が顕著。組合事業の利用をどの程度まで容認するか、問題点多し。 3. 組合員が享受する具体的メリットが希薄であり、組合員の組合帰属意識の低下。
	多摩地区	水道法の改正により指定工事店制度そのものが崩壊し、消費者の選択の自由は広がったが、地元工事店が忘れられ、安からう、悪からうの販売が蔓延し、結局消費者自身が苦渋を味わう結果となる。遠い親戚より近くの他人をPRすべきである。
新潟県	新潟市	規制緩和後の組合のメリットについて、組合員の要望に充分に応える事業運営が難しくなってきた。
富山県	富山市	現事業の先細りを考慮し、新規事業の開拓を模索している。
長野県	長野市	1. 水道法改正後、指定工事店が急増、非組合員への対応について 2. 不景気が及ぼす組合の収入減
静岡県	静岡市	1. 組合運営存続するためにいかにして増収をはかるか。 2. 員外に對する対応
	島田市	事業が少なく、収入も少なく、組合を維持していくのが大変である。
愛知県	名古屋	組合員の減少、技能者の減少(高齢化、後継者不在によるもの)

都道府県	調査都市	貴組合の運営上の問題点
豊田県	豊田市	豊田市の石綿管布設替工事を平成6年度より請負受注をしていたが、今年度ではほぼ完成するため受注量が激減となり、材料購入手数料も激減する。代替収入が内無い。
三重県	津市	1. 配水管の移設工事に土木業者の参入により組合員の大幅な受注減により経済的打撃とともに組合の経済基盤の弱体化につながる。2. 組合員の組合脱退の申し出が今後増加する傾向にあり、組合の力が弱小する。3. 共同受注の修繕業務について、不参加の組合員が出ており組合員間に不満が生じている。
	四日市市	1. 主任技術者(名義借用でもよい)が1名いれば(技能者不在でも)指定業者になれる矛盾した水道法改正により、土木工事業者の指定が増加し(給水工事はしない)配水管布設工事受注を希望し、やがては組合員との競争が激化し、不採算工事受注が増加して経営困難となることが予想されること。2. 今年度から実施される技能者講習会受講希望者は上記非組合員業者の従業員が多いことが予想されるが、組合員の協力を得て開催準備を進めること。 ※三重県内各組合の共通事項(11.7.14県水道組合連絡協議会議で聴取)
	松阪市	非組合指定業者の増加
滋賀県	彦根市	今年度は委託工事が中断しており予算化もむづかしく、困惑しています。
	守山市	組合の存続。市内指定工事店増加に伴う組合加入勧奨(一行政区一組合の確立)
大阪府	豊中市	不景気で組合資材販売量の低下。施工費の低下。中小企業(建設業者)倒産による被害。組合に加入している事のメリットをさがしている。
奈良県	奈良市	不景気で年間販売量が落ちているが、毎月の売上高の変動が激しい。又組合の存続の問題もある。
和歌山県	和歌山市	規制緩和と施策で従来の市、町、村の公認指定制が根本的に変更され、主任技術者(資格者)を有する業者は組合と関係なく、直接水道局等に工事申請が出来ることとなり、組合の存在が深刻化を憂慮している。(脱退者等の増加)
鳥取県	米子市	財政基盤の強化を図りたい。
岡山県	岡山市	1. 規制緩和による他業界からの参入 2. 長引く不況による組合員事業所の受注減に係る対策
	倉敷市	1. 規制緩和の浸透による他業界の参入 2. 長引く不景気による工事受注の減少 3. 組合事業量の減少による運転資金不足

都道府県	調査都市	貴組合の運営上の問題点
広島県	広島市	組合加入のメリットは何か。現在以上にアピールするものを模索している。一例を挙げれば組合員は局と組合の契約により不採算な家屋内給水装置の修繕を担当制により行っている。又、寒波、災害復旧時等の出動要請もあるが、非組合員には特段の義務はない。組合加入が負担と考える人も出る。
山口県	宇部市	組合員に修理当番を義務づけしており、これが新規指定業者の組合加入及び現組合員の重荷になっている。今後の組合運営が、大変むづかしくなっている。
徳島県	徳島市	今後における組合の運営について(組合のメリットなど)
愛媛県	松山市	現在の社会経済情勢による構成組合員の経営状況の悪化に伴い、組合の収入が減少している。
高知県	高知市	資材販売量の落ち込みと外線工事施工件数の落ち込みが著しい(組合への委託分)
福岡県	福岡市	景気低迷。資材売上減少。
	北九州市	資材の共同販売事業について。景気低迷の折、給水資材の販売量が減少しつつあり、組合運営に支障をきたしている。
	久留米市	1. 組合未加入事業者との共存の方策 2. 代行事務の見直し(公道工事見積、道路占用、道路使用、下水道設計見積) 3. 資材販売の見直し
熊本県	熊本市	組合員外の指定工事事業者の増加により、水道局との交渉が難しくなり、双方の意思決定にずれが出たり、組合員の意志統一の不徹底、協調団結の絆に多少かげりと懸念が感じられる。員外業者の統制と員内業者と員外者との協調が困難になりつつあること。
大分県	日田市	規制緩和による市水道課指定店認可9社との組合加入についての話し合いに進捗がみられず頭を痛めている。
宮崎県	宮崎市	1. 新規指定店(上下水道共)の急増、並びに非組合員増大に伴う組合、組織化の問題。 2. 競合の激化による受注減少、収益力の低下。
沖縄県	那覇市	1. 給排水申請書様式の簡素化(今現在、一次側と二次側の両側を図示しているがこれを一次側だけの図示にしたい) 2. 組合費(年会費の増減について)

IV 今後の協同組合の運営について

○ はじめに

給水装置の工事業に対する規制を緩和するため、指定工事店制度を見直し、水道事業者ごとにまちまちである指定要件の統一を図り、明確化するとともに指定要件となる技術者の資格等について定めることを趣旨として、平成8年6月26日に改正水道法が公布された。

これにより改正水道法の給水装置工事技術者試験関係の規定が平成9年4月1日から施行され、平成9年度より給水装置工事主任技術者試験が実施された。

また、これに伴い、地方公共団体の条例等による給水装置工事責任技術者等を対象とした「給水装置工事主任技術者経過措置講習会」が(財)給水工事技術振興財団において実施された。

一方、改正水道法に基づく指定給水装置工事事業者の制度関係の規定が平成10年4月1日より施行され、これをもって改正水道法は全面施行となった。

水道法の改正により、国家資格として給水装置工事主任技術者制度の制定と給水装置工事事業者の指定基準の明確化などにより、業界の社会的地位の向上が図られた。

しかし、業務区域の拡大が行われたことにより、これまで地域密着型で一定のエリアの指定工事店を組合の構成員として成り立ってきた当業界に、他地域からの新たな指定給水装置工事事業者による非組合員が増加するなかで、協同組合の運営に少なからぬ影響が出てくるなど新たな課題が浮上することとなった。

そのため、第252回理事会（平成11年9月17日開催）の決定に基づき本実態調査が実施されたものである。

今回の調査内容の実態を踏まえつつ、第21回経営委員会（平成11年12月6日開催）において（1）給水装置工事事業者の増加等について、（2）組合の対応について、（3）社会的貢献への取り組みについて、（4）組合運営について、（5）今後の対応について、をとりまとめたものである。今後の参考に資することとしたい。

1. 給水装置工事事業者の増加等について

地域密着型といわれてきた給水装置工事事業者が相互乗り入れが可能となったことから、改正水道法施行後、わずか16ヶ月（1年4ヶ月）の間に、全国平均で従来存在した業者数の52％に当たる6,500社が増えていることがわかった。

その要因を考えてみると、改正水道法施行以前は指定水道工事店（現・指定給水装置工事事業者）になるには、指定申請者は技術者、技能者の人的要件のほか施設、設備等の基準を満たさなければならなかったうえ、場合によっては店舗調査があるなど厳しい審査が行われていた。

これに対し、改正水道法施行以降は給水装置工事事業者の申請にあたっては、書類の審査だけで、しかも①事業所ごとに給水装置工事主任技術者をおくこと②厚生省令で定める機械器具を有すること③一定の欠格要件に該当しないこと、の3つの要件に適合していれば、水道事業体は指定をしなければならないことになった。

しかも、この3要件を充たしていれば、どの地域の水道事業者へも申請が可能となったことが、このように給水装置工事事業者が増えた要因であり、増加するのも当然のことといえよう。

しかしながら、このように垣根はなくなり、広域化されたが、現実には水源、給水区域等と結びついた従来からの行政が行われているのが現状である。

また、現実の給水装置工事はアンケート調査結果からも非組合員（新規参入業者）が当該地の受注をしている割合は少なく、地元業者が行っている実態をうかがうことができる。

2. 組合の対応について

給水装置工事事業者が増加し非組合員が増加するなかで、組合は何らかの対応策を迫られている。それは、組合員の組合に対する信頼感の希薄化や組合自体の存立を脅し兼ねない事態への懸念が大なり小なりあるからである。

そのため、新たに当該地域に増加した給水装置工事事業者を何らかの形で組合に取り込もうとの考えのもとに、組合の定款、規約等の変更を行ったりしている組合もみられるが、多くの組合はそうした対応は行わないとして慎重な対応をとっている。

一方、非組合員への対応となると、組合員とは差別化をして組合事業の利用をさせている組合もみられるなど、具体的対応を図っているところも少なくはない。

このように、定款や規約の改正あるいは検討が行われているが、多くの組合は長い歴史があり、長年にわたり蓄積された資産を有している。従って、新たに、組合に加入するには加入金、出資金等の問題で、非組合員が加入することが困難な状況である。もし加入条件を緩めてまで非組合員を組合員や賛助会員に取り込んだ場合、そのデメリットや今後の影響等を考え周到な検討をする必要がある。

3. 社会的貢献への取り組みについて

組合員は国民に安全で良質な水道水の供給を確保するため施工部門において日夜尽力している。

さらに、休日・夜間を問わず起こりうる水漏れや凍結等の給水装置の故障や事故への修繕について常時即応できる体制をとって、市民に対して社会的評価や信頼を得る努力をしている。

併せて緊急時にも、例えば阪神・淡路大震災において延べ2万5千名にものぼる工事店の技術者が給水管を中心とする応急復旧工事に駆けつけた社会的貢献の事例もある。

その他、水源地をきれいにするとか、高齢者の水回り設備の無料修理活動などの事例もあり、地域特性を活かした社会的活動にも積極的に取り組んでいるのが現状である。

4. 組合の運営について

組合における資機材の共同購買事業は取扱数量の減少等による収入減が組合運営に少なからぬ影響を与えている。それは景気の低迷による影響も大きな要因ではあるが販売ルートの多様化もひとつの要因となっている。

また、新規指定給水装置工事事業者や非組合員の増加は、既存組合員にとっても組合の存在価値が問われているなかで、組合は求心力をもった事業活動の展開が必要であらう。

組織に所属しているから、その業界特有の情報を得られるのであって、情報の共通性が途絶えたならば、もはや組織としての実態は存在しない。

共通した情報環境にあるということ、それが組合員以外とは違うということである。

さらに、組合が今日までに果たしてきた重要な役割の実態を明らかにするとともに指定給水装置工事事業者が今日なお、ライフラインを支える極めて重要な存在であることを広く世に訴えていく必要がある。

5. 今後の対応について

改正水道法により市場原理と競争性は一段と確保されたが、今後技術力とサービスの提供により消費者のニーズに応えるため一層の技術・技能の修得を積極的に推進する必要がある。

そのためには、日常の技術技能の研鑽と給水装置工事主任技術者及び給水装置工事配管技能者の養成と確保について努める必要がある。

給水装置工事事業者の指定は当該給水区域の水道事業者が行うものであり、水利用者である消費者との接点にあるのが指定給水装置工事事業者である。（水道行政一指定給水装置工事事業者一市民）

今迄、水道事業者と組合は密接な連絡協調により車の両輪の関係のように強い絆で結ばれていたように今後もそうあるべきである。行政は改正水道法により指定給水装置工事事業者であれば、一律的な扱いをせざるを得ない立場ではあるが、組合員は地域内の管網等に精通しており、地域密着型で市民にサービスを提供できるよう水道事業者と組合はこれ迄以上の密接な関係をもっていく必要がある。

全国管工事業協同組合連合会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚3-30-10

全管連会館

電話 03 (3949) 7312

FAX 03 (3949) 7351

URL <http://www.zenkanren.or.jp/>
